

# 広島市献血推進協議会規程

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、広島市献血推進協議会（以下「協議会」という。）という。

## 第2章 目的及び事業

(目 的)

第2条 協議会は、地域における献血思想の普及と献血制度の適正な運営を推進し、医療用血液の確保体制の充実を図り、住民の健康に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次のことを行う。

- (1) 献血対策の企画調整に関すること。
- (2) 献血思想の普及及び献血組織の育成指導の方策に関すること。
- (3) 献血対策に必要な関係各機関との連絡調整に関すること。
- (4) 献血推進の能率的効果的な運用を図るため、各資料の収集分析に関すること。
- (5) 区献血推進協議会との連絡調整に関すること。
- (6) その他献血対策の推進に関する必要な事項。

## 第3章 組 織

(組 織)

第4条 協議会は、委員30名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が依頼、又は指名する。

- (1) 関係団体の代表者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) その他適当と認められる者

(役 員)

第5条 協議会に、会長1名及び副会長2名を置く。

2 会長は広島市長の職にある者をもって充て、副会長は委員のうちから会長が指名する。

(任 期)

第6条 委員の任期は2年とし、再選を妨げない。ただし、補欠により選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員任期は、前項の規定を準用する。

(役員職務)

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(幹事)

第8条 協議会に幹事若干名を置く。

- 2 幹事は、市職員のうちから市長が指名する。
- 3 幹事は、会長の命を受けて協議会の事務を処理する。

## 第4章 会 議

(会 議)

第9条 協議会の会議は、会長が必要に応じて召集し、会長が議長となる。

- 2 委員は、その相当と認める者を代理人として出席させることができる。
- 3 会議は、委員の過半数の出席をもって成立し、議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

## 第5章 区献血推進協議会

(設 置)

第10条 行政区を単位として、区献血推進協議会（以下、「区協議会」という。）を設置する。

(名 称)

第11条 区協議会の名称には、その置かれた区の名称を冠する。

(事 業)

第12条 区協議会の事業は、次のとおりとする。

- (1) 献血に対する正しい知識の啓発及び献血思想の普及に関すること。
- (2) 地域別及び職域別献血組織の育成指導に関すること。
- (3) 献血実施計画の検討に関すること。
- (4) その他献血対策の推進に関する必要な事項。

(組 織)

第13条 区協議会は、委員30名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が、保健センター長の推薦に基づき依頼又は指名する。

- (1) 関係団体の代表者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) その他適当と認められる者

(役 員)

第14条 区協議会に、会長1名及び副会長若干名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。

(運 営)

第15条 区協議会の運営等については区協議会会長が別に定める。

## 第6章 雑 則

(事務局)

第16条 協議会の事務局を、健康福祉局保健部医療政策課に置く。

第17条 区協議会の事務局を、区厚生部生活課に置く。

(その他)

第18条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が協議会に諮って決める。

附 則

- 1 この規程は、昭和59年5月21日から施行する。
- 2 この規程施行の後最初に委嘱、または指名される第4条第1項の委員の任期は、第6条第1項の規定にかかわらず、昭和61年3月31日までとする。
- 3 当分の間、第6条から第9条まで及び前項の規定は、区協議会について準用する。

附 則

この規程は、昭和59年7月27日から施行する。

附 則

この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この規程により平成18年3月31日の間に依頼される第14条第1項の副会長の任期は、第6条第2項の規程にかかわらず、平成18年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。